

2018年版 行政書士 六法・テキスト・過去問関連 追 録

東京法経学院
平成30年7月11日現在

2018年版行政書士関連書籍（六法・テキスト・過去問）の「①法改正情報」、「②訂正表」を以下に収録しました。

① 法改正

2018年版行政書士関連書籍（六法・テキスト・過去問）は、平成29年11月1日を編集基準日として発行しています。それ以後、平成30年4月1日（平成30年度行政書士試験の法令基準日）までに施行された法改正情報を以下に収録しました。また、六法及びテキスト等の誤植・訂正表も、法改正の後に収録しています。

■各法律について

各法律については、平成29年11月1日～平成30年4月1日までに改正施行された法律に該当する情報は、ありませんでした。

■平成30年度試験の「民法の出題」について

民法は、平成29年に一部改正され、公布は平成29年6月2日（法律第44号）、施行は平成32年4月1日となっています。主に債権編の大幅な改正ですが、総則編もかなり改正されています。7月9日（月）に平成30年度行政書士試験の実施要項が公表されました。それによりますと、業務法令については、平成30年4月1日現在施行されている法令に関して出題する旨が記述されています。この記述より、平成30年度の行政書士試験の民法の出題に関しては、改正法からではなく、現行法から出題されることとなります。そのため、本追録では、この改正については収録していません。

② 訂 正 表

2018年版の以下の書籍にて訂正箇所がありました。ご利用くださいました方には、ご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、ご訂正くださいますようお願いいたします。

※アンダーライン（ 下線）部分が訂正部分です。

2018年版 行政書士 受験必携六法

訂正箇所	訂正前	訂正後
233頁 民法 1028条	<p>第1028条（遺留分の帰属及びその割合）</p> <p>兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合に相当する額を受ける。</p> <p>1 直系尊属のみが相続人である場合 被相続人の財産の3分の1</p> <p>2 前号に掲げる場合以外の<u>場合被相続人の</u>財産の2分の1</p>	<p>第1028条（遺留分の帰属及びその割合）</p> <p>兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合に相当する額を受ける。</p> <p>1 直系尊属のみが相続人である場合 被相続人の財産の3分の1</p> <p>2 前号に掲げる場合以外の<u>場合 被相続人の</u>財産の2分の1</p> <p>※空白を1字分入れてください。</p>

2018年版 行政書士 過去問マスターDX

訂正箇所	訂正前	訂正後
169頁 肢1 解説	執行罰は <u>行政上の秩序罰</u> であり、刑罰…	執行罰は、 <u>過料を課すことを予告することによって間接的に義務の履行を強制する行政上の強制執行の一つ</u> であり、刑罰…
169頁 肢2 解説	執行罰は <u>行政上の秩序罰</u> であり裁判所が…	執行罰は、 <u>行政上の強制執行の一つ</u> であり、裁判所が…

発行所 東京法経学院
 〒162-0845
 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1階
 Tel 03-6228-1164 Fax 03-3266-8018